

平成 26 年 11 月 環境保全課

市川市環境保全条例に係る基準の改正について

1. 1,1-ジクロロエチレンに係る市川市環境保全条例施行規則第 32 条第 1 項の基準等の改正

市川市環境保全条例における土壌の汚染の防止に係る基準のうち、1,1-ジクロロエチレンの基準を下記の通り改める。

基準の種別	改正前の基準	改正後の基準 (案)
土壌溶出量基準 規則別表第 5 (第 32 条関係)	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。
地下水基準 規則別表第 7 (第 40 条の 6 関係)	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。
第二溶出量基準 規則別表第 7 の 2 (第 40 条の 22 関係)	検液 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下であること。	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。

【改正の理由】

市川市環境保全条例における土壌の汚染の防止に係る基準は土壌汚染対策法に定める基準を適用しているところであるが、平成 26 年 8 月 1 日、土壌汚染対策法施行規則の一部が改正されたことにより、市川市環境保全条例施行規則の一部を速やかに改正する必要がある。

2. カドミウムに係る市川市環境保全条例施行規則第 16 条の基準の改正

市川市環境保全条例における排水に係る有害物質の排水基準のうち、カドミウムの基準を下記の通り改める。

	改正前の許容限度	改正後の許容限度 (案)
規則別表第 3 (第 16 条関係)	1 リットルにつきカドミウムとして 0.1 ミリグラム	1 リットルにつきカドミウムとして 0.03 ミリグラム

【改正の理由】

市川市環境保全条例における排水に係る有害物質の排水基準は水質汚濁防止法に定める基準を適用しているところであるが、平成 26 年 11 月 4 日、水質汚濁防止法の施行規則の一部が改正されたことにより、市川市環境保全条例施行規則の一部を速やかに改正する必要がある。